

柏崎刈羽原子力発電所の
「原子力事業者防災業務計画」の修正要旨について

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号，最終改正平成 24 年法律第 47 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を修正いたしましたので、「原子力事業者防災業務計画」の修正要旨について、同条第 3 項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表いたします。

1．修正の目的

平成 12 年 6 月に柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を作成したが、原子力災害対策特別措置法関連法令の改正等を踏まえ、所要の修正を行った。

2．修正の年月日

平成 27 年 3 月 23 日

3．修正の要旨

(1) 緊急時活動レベル（EAL）の記載充実

緊急時活動レベル（EAL）の記載内容を充実させるとともに、識別番号を設定

- ✓ 緊急時活動レベル（EAL）の判断基準を明確化するため、警戒事態 / 施設敷地緊急事態（第 10 条と同等） / 全面緊急事態（第 15 条と同等）に該当する事象であるかを判断するための基準に具体的な原子力規制庁の解説、事業者の解説を追加するとともに識別番号を付与
- ✓ 関連して、通報様式に識別番号を付与

(2) 社内組織改編に伴う変更

- ・ 組織改編に伴う組織名を変更。

以 上